

環境影響評価に関する

要 綱

伊丹市環境影響評価に関する要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 環境影響評価技術指針（第3条）
- 第3章 環境影響評価に関する手続等
 - 第1節 環境影響評価概要書の作成等（第4条～第9条）
 - 第2節 環境影響評価準備書の作成等（第10条～第16条）
 - 第3節 環境影響評価書の作成等（第17条～第19条）
 - 第4節 環境影響評価概要書又は環境影響評価準備書の記載事項の内容の変更等（第20条～第22条）
 - 第5節 対象事業の実施時期等（第23条～第27条）
 - 第6節 手続に関する特例等（第28条～第30条）
- 第4章 雑則（第31条～第37条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、事業者が行う環境影響評価に関して必要な事項を定めることにより、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施に際し、地域の環境保全と快適都市の創造（以下「環境の保全と創造」という。）について適正な配慮がなされることを期し、もって市民の健康で安全かつ快適な生活の確保及び良好な都市環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境影響評価 対象事業の実施（当該対象事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合は、これらの活動を含む。以下同じ。）が、環境に及ぼす影響（以下「対象事業の実施による影響」という。）について調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）を行うことをいう。
- (2) 対象事業 事業の実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものとして、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件に該当する事業をいう。
- (3) 事業者 対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る対象事業の実施にあつては、その委託をしようとする者）をいう。
- (4) 関係地域 対象事業が実施される地域及びその周辺地域で、当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがある地域として、市長が定める地域をいう。
- (5) 事後監視調査 対象事業に係る工事の施行中及び完了後に、対象事業の実施による影響について調査することをいう。

第2章 環境影響評価技術指針

（環境影響評価技術指針）

第3条 市長は、環境影響評価及び事後監視調査を行うための指針（以下「技術指針」という。）を定めなければ

ばならない。

- 2 技術指針は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業の実施による影響を明らかにするために必要な調査等の項目、方法、範囲、その他の事項について定める。
- 3 市長は、技術指針について、常に適切な科学的判断を加え、必要な変更を行わなければならない。
- 4 市長は、技術指針を定めようとするときは、伊丹市環境基本条例（平成15年伊丹市条例第3号）第18条に規定する伊丹市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。
- 5 前項の規定は、技術指針の変更又は廃止について準用する。

第 3 章 環境影響評価に関する手続等

第1節 環境影響評価概要書の作成等

（環境影響評価の実施主体）

第4条 市長は、事業者に対し、環境影響評価を実施することを求めることができる。

（概要書の作成等）

第5条 市長は、事業者が対象事業を実施しようとするときは、事業者が、技術指針に基づき、対象事業の実施による影響の有無についての事前の調査等（以下「事前調査等」という。）を行い、対象事業の名称、目的及び概要等必要な事項を記載した環境影響評価概要書（様式第1号。以下「概要書」という。）を作成し、提出することを求めることができる。

（概要書の公表等）

第6条 市長は、概要書の提出があったときは、広報いたみ等により公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表の日から起算して21日間、当該概要書の内容について住民の意見を求めることができる。
- 3 市長は、事業者に対し、対象事業の予定地周辺地域において、概要書の内容の周知に努めるよう求めることができる。

（第1次住民意見書）

第7条 市長は、前条第2項の規定による住民の意見を、第1次住民意見書として取りまとめ、事業者に送付するものとする。

（第1次見解書の作成等）

第8条 市長は、事業者が、前条に規定する第1次住民意見書の送付を受けたときは、事業者が当該送付を受けた日から起算して30日以内に、当該第1次住民意見書に記載された意見に対する見解書（様式第2号。以下「第1次見解書」という。）を作成し、提出することを求めることができる。

（第1次審査意見書の作成等）

第9条 市長は、第6条第1項の規定による公表の日から起算して120日以内に、第1次住民意見書及び第1次見解書の内容を勘案して、環境の保全と創造の見地から概要書について審査を行い、関係地域を定めるとともに、次に掲げる事項に関する意見を記載した審査意見書（以下「第1次審査意見書」という。）を作成する。

(1) 概要書記載内容

(2) 第1次住民意見書記載内容

(3) 環境影響評価の調査等の項目、方法、範囲及び期間

- 2 市長は、第1次審査意見書を作成しようとするときは、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、第1次審査意見書を作成したときは、遅滞なく、これを事業者に送付するものとする。

第2節 環境影響評価準備書の作成等

(概要書の内容の検討等)

第10条 市長は、事業者に対し、第1次審査意見書に基づき概要書の記載事項について検討を加えた上、技術指針に基づき調査等を行うことを求めることができる。

(準備書の作成等)

第11条 市長は、事業者が、前条の規定により調査等を行ったときは、事業者が、対象事業の名称、目的及び内容等必要な事項を記載した環境影響評価準備書(様式第3号。以下「準備書」という。)及びこれを要約した書類(以下「要約書」という。)を作成し、提出することを求めることができる。

2 市長は、前項の準備書及び要約書の提出があったときは、対象事業に係る法令又は条例の規定による許可、認可、確認その他これらに類する行為(以下「許認可等」という。)を行う者(以下「許認可権者」という。)に準備書及び要約書の写しを送付する。

(準備書の公表等)

第12条 市長は、前条第1項の準備書及び要約書を受理したときは、広報いたみ等により公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表の日から起算して30日間、当該準備書及び要約書の内容について住民の意見を求めることができる。

(説明会の開催等)

第13条 市長は、第12条第1項の規定により公表したときは、事業者に対し、当該公表の日から起算して30日以内に、準備書の内容についての説明会(以下「説明会」という。)を開催するよう求めることができる。

2 市長は、事業者が、説明会を開催しようとするときは、事業者に対し、当該説明会の開催の日時、場所その他必要な事項(以下「説明会の日時等」という。)を記載した住民説明会開催計画書(様式第4号)を届け出るよう求めることができる。

3 市長は、事業者に対し、前項の規定により届け出た説明会の日時等について、開催予定日の7日前までに、次の各号のいずれかにより関係地域の住民に周知するよう求めることができる。

- (1) 関係地域への印刷物の配布又は回覧
- (2) 関係地域内における公共の場所の掲示板への掲示
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

4 天変地異その他やむを得ない理由により説明会を開催することができないと市長が認める場合は、事業者は、説明会を開催することを要しない。この場合において、市長は、事業者に対し、準備書の内容について、その概要を記載した書面の提供その他の方法により、関係地域の住民に周知を図るよう求めることができる。

5 市長は、事業者が、説明会を開催したときは、事業者に対し、その状況を記載した実施状況報告書(様式第5号)を提出するよう求めることができる。

(第2次住民意見書)

第14条 市長は、第12条第2項の規定による住民の意見を、第2次住民意見書として取りまとめ、事業者に送付するものとする。

(第2次見解書の作成等)

第15条 市長は、事業者が、前条の規定により第2次住民意見書の送付を受けたときは、事業者に対し、当該送付を受けた日から起算して30日以内に、第2次住民意見書に記載された意見に対する見解書(様式第6号。以下「第2次見解書」という。)を作成し、提出するよう求めることができる。

(第2次審査意見書の作成等)

第16条 市長は、第12条第1項の規定により公表した日から起算して180日以内に、第2次住民意見書及び第2次見解書の内容を勘案し、環境の保全と創造の見地から準備書について審査を行い、環境の保全と創造のための措置として、次に掲げる事項に関する意見を記載した審査意見書(以下「第2次審査意見書」という。)を作成する。

- (1) 準備書記載内容
- (2) 第2次住民意見書記載内容
- (3) 事後監視調査の項目、方法、範囲及び期間

2 市長は、第2次審査意見書を作成しようとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第2次審査意見書を作成したときは、遅滞なく、これを事業者に送付するものとする。

第3節 環境影響評価書の作成等

(評価書の作成等)

第17条 市長は、事業者に対し、第2次審査意見書に基づき、準備書の記載事項について検討を加え、対象事業の名称、目的及び内容等必要な事項を記載した環境影響評価書(様式第7号。以下「評価書」という。)を作成し、提出するよう求めることができる。

(評価書の公表等)

第18条 市長は、評価書を受理したときは、受理した旨を広報いたみ等により公表するものとする。

(配慮の要請等)

第19条 市長は、許認可権者に対し、評価書の写しを送付するとともに、許認可等に関して評価書の内容について十分配慮するよう要請することができる。

第4節 環境影響評価概要書又は環境影響評価準備書の記載事項の内容の変更等

(概要書又は準備書等の記載事項の内容の変更)

第20条 市長は、事業者に対し、概要書の提出の日から評価書の提出の日までの間において、事業者の氏名又は住所(法人にあっては、その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)に変更があったときは、遅滞なく、氏名等変更届出書(様式第8号)を提出するよう求めることができる。

2 市長は、事業者に対し、概要書の提出の日から評価書の提出の日までの間において、対象事業の名称、目的又は内容の変更(第1次審査意見書又は第2次審査意見書に基づく変更その他軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、対象事業の名称等変更届出書(様式第9号)を提出するよう求めることができる。

3 事業者が対象事業の名称、目的又は内容の変更をしようとするときは、当該変更をする部分に係る環境影響評価に関する手続は、第1節、第2節及び第17条の規定の例により行う。ただし、当該変更をする部分に係る対象事業の実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれがないと市長が認めるときは、当該手続の全部又は一部を行わないことができる。

(事業者の変更)

第21条 市長は、事業者に対し、概要書の提出の日から評価書の提出の日までの間において、対象事業の実施

を他の者に引き継いだときは、速やかに事業者変更届出書(様式第10号)により、届け出るよう求めることができる。

- 2 事業者が、前項の規定により届け出たときは、変更前の事業者が行った手続は、変更後の事業者が行ったものとみなす。

(対象事業の廃止の届出等)

第22条 市長は、事業者に対し、概要書の提出の日から評価書の提出の日までの間において、対象事業を廃止し、又は中止したときは、速やかに対象事業廃止(中止)届出書(様式第11号)により、届け出るよう求めることができる。

- 2 市長は、第6条第1項の規定による公表の日以後において、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該届出の内容を公表する。

第5節 対象事業の実施時期等

(対象事業の実施の時期)

第23条 事業者は、第18条の規定により公表した日以後に、当該対象事業に係る工事に着手できる。

(対象事業の実施等に当たっての配慮)

第24条 市長は、事業者に対し、対象事業の実施等に当たっては、評価書の内容を尊重し、環境の保全と創造について適正に配慮するよう求めることができる。

(対象事業の工事着手の届出等)

第25条 市長は、事業者に対し、対象事業の工事に着手しようとするときは工事着手届出書(様式第12号)を、当該工事が完了したときは工事完了届出書(様式第13号)を提出するよう求めることができる。

(事後監視調査の実施等)

第26条 事業者は、対象事業の工事の着手後、技術指針に基づき事後監視調査を行うよう努めなければならない。

- 2 市長は、事業者に対し、事後監視調査の期間及び内容、環境の保全と創造のために講じた措置並びに事後監視調査の結果等必要な事項を記載した報告書(様式第14号。以下「事後監視調査結果報告書」という。)を作成し、速やかに事後監視調査結果報告書及びその概要を記載した書類(以下「概要報告書」という。)を提出するよう求めることができる。

- 3 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容について審査を行い、対象事業の実施等に関して環境の保全と創造についてさらに適正に配慮する必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずることを求めることができる。

(届出等に係る準用)

第27条 第20条第1項の規定は、評価書の提出の日から事後監視調査の終了の日までの間において、事業者の氏名又は住所(法人にあっては、その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)に変更があった場合について準用する。

- 2 第21条第1項及び第2項の規定は、評価書の提出の日から事後監視調査の終了の日までの間において、対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合について準用する。
- 3 第22条第1項の規定は、評価書の提出の日から事後監視調査の終了の日までの間において、対象事業を中止し、又は廃止したときについて準用する。

第6節 手続に関する特例等

(手続の併合)

第28条 1又は2以上の事業者が相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、当該事業者は、これらの対象事業について、併せて、第1節から第4節までの規定による手続を行うことができる。

2 2以上の事業者が1の対象事業又は相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合において、これらの事業者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者が、当該1の対象事業について、又は当該2以上の対象事業について、併せて、第1節から第4節までの規定による手続を行うことができる。

(他法令等の適用を受ける対象事業に関する特例)

第29条 対象事業が、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として、同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が、同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。)に係る環境影響評価に関する手続については、要綱第3章の規定によるほか、次に掲げるところとする。

(1) 都市計画対象事業に係る要綱第3章第1節から第4節までの規定による手続は、市長が適当でないとする場合を除き、都市計画を定める者(以下「都市計画決定権者」という。)が、事業者に代わる者として行う。この場合において、当該都市計画決定権者は、市長に環境影響評価手続実施届(様式第15号)を提出する。

(2) 前項の規定による届出があった場合において、既に事業者が同項に規定する手続を開始しているときは、当該事業者が行った手続は、都市計画決定権者が行ったものとみなす。

(3) 都市計画対象事業に係る準備書の提出は、都市計画法第17条第1項(同法第22条第1項において読み替えて適用される場合を含む。)の規定による当該都市計画対象事業に係る都市計画の案の縦覧の前に行う。

2 環境影響評価に関する手続を定めている環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は環境影響評価に関する条例(平成9年兵庫県条例第6号)の適用を受ける対象事業については、この要綱の規定は、適用しない。

(国等に関する特例)

第30条 国若しくは特別の法律により設立された法人で国が出資しているもの(以下「国等」という。)又は兵庫県(以下「県」という。)若しくは特別の法律により設立された法人で県が出資しているもの(以下「県等」という。)が対象事業を実施しようとするときは、当該対象事業に係る環境影響評価に関する手続については、この要綱の規定にかかわらず、市長と当該国県等との協議により行うものとする。

第4章 雑則

(指導要請等)

第31条 市長は、事業者がこの要綱の規定する環境影響評価に関する手続を行わないと認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指導し、又は要請することができる。

(報告の徴収)

第32条 市長は、この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(実地調査への協力要請)

第33条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、他人の所有し、又は占有する土地において実地に調

査を行うため、当該土地への立入りについて、当該土地の所有者又は占有者に協力を求めることができる。

(調査研究)

第34条 市長は、環境影響評価に関する技術の向上に資するため、第25条第1項の規定による届出があった対象事業のうち必要があると認めるものについて、対象事業の実施等による影響の実態を調査研究しなければならない。

(隣接市長等との協議)

第35条 市長は、第9条第1項の規定により定めた関係地域に隣接し、かつ、本市の区域に属さない地域が対象事業の実施による影響を受けると認めるときは、当該地域における環境影響評価に関して、当該地域の存する府県又は市の長と協議する。

(適用除外)

第36条 この要綱の規定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧事業若しくは災害の防止のために災害復旧事業と併せて実施することを必要とする事業又は災害の復旧若しくは却防止のために緊急に実施することが必要であると市長が認める事業である対象事業については、適用しない。

(細則)

第37条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の前日に対象事業の実施に係る許認可等の申請その他の行為(都市計画対象事業にあっては、都市計画法第17条第1項(同法第22条第1項において読み替えて適用される場合を含む。)の規定による当該都市計画対象事業に係る都市計画の案の縦覧)があった場合における当該対象事業については、この要綱の規定は、適用しない。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成18年7月25日から実施する。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年2月4日から実施する。

付 則

1 この要綱は、令和3年2月12日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式(以下「旧 様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

別表 (第2条関係)

開発整備事業の区分	対 象 事 業
1. 道路の建設	<p>(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条第1項に規定する高速自動車国道(以下「高速自動車国道」という。)の新設</p> <p>(2) 高速自動車国道の改築であって、当該改築により当該高速自動車国道の車線(道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第5号に規定する車線(同条第6号に規定する登坂車線, 同条第7号に規定する屈折車線及び同条第8号に規定する変速車線を除く。))をいう。以下同じ。)の数が増加することとなるもの</p> <p>(3) 道路法第48条の2第1項又は第2項の規定により道路管理者が指定し、又は指定しようとする道路(以下「自動車専用道路」という。)のうち、車線の数が4以上であるものの新設</p> <p>(4) 自動車専用道路の改築であって、次に掲げるもの</p> <p>ア. 自動車専用道路(車線の数が4以上であるものに限る。)の車線の数が増加することとなるもの</p> <p>イ. 自動車専用道路(車線の数が4未満であるものに限る。)の車線の数が4以上に増加することとなるもの</p> <p>(5) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路(高速自動車国道又は自動車専用道路に該当するものを除く。以下「その他の道路」という。)のうち、車線の数が4以上であるものの新設又は4以上にするものの改築であって、当該新設又は改築に係る部分の長さが1キロメートル以上であるもの</p>
2. 堰の建設	<p>(1) 堰(湛水区域面積が20ヘクタール以上であるものに限る。)の新設</p> <p>(2) 堰の改築であって、当該改築後の堰の湛水区域面積が20ヘクタール以上となるもの</p>
3. 鉄道又は軌道の建設	<p>鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)による軌道の建設又は改良(本線の建設, 増設(一停車場構内限りの増設を除く。))又は移設(軌道の建設, 停車場の新設, 移設又は廃止を伴うものに限る。)をいう。</p>
4. 飛行場の建設	<p>航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第75条第1項に規定する陸上飛行場又は陸上ヘリポートに係るものであって、次に掲げるもの</p> <p>ア. 陸上飛行場滑走路の新設(長さが2,500メートル以上であるものに限る。))又は延長(延長後の滑走路の長さが2,500メートル以上となるものに限る。))</p> <p>イ. 陸上ヘリポート(災害発生時等の緊急の用を主とし、又は公共の用以外の用に供する陸上ヘリポートであって、その予想される利用回数が少ないと市長が認めるものを除く。)の新設又は増設</p>

5. 廃棄物処理施設の建設	<p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するごみ処理施設である焼却施設（以下「ごみ焼却施設」という。）のうち、処理能力が1日当たり100トン以上であるものの新設</p> <p>(2) ごみ焼却施設の増設であって、当該増設後のごみ焼却施設の処理能力が100トン以上となるもの</p>
6. 公有水面の埋め立て	<p>公共の用に供する水面の埋め立てであって、当該埋め立て区域の面積が3ヘクタール以上であるもの</p>
7. 土地の区画整理	<p>土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業であって、その土地の区域面積が10ヘクタール以上であるもの</p>
8. 工業団地の造成	<p>工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号に規定する工業団地（以下「工業団地」という。）の造成であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 当該造成に係る土地の区域面積が3ヘクタール以上であるもの</p> <p>(2) 当該造成後に新設が予定されている工場等の排出ガス量（大気中に排出される気体の1時間当たりの量を、温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。）が4万立方メートル以上、又は排水の量（1日当たりの平均的な排水の量の合計（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場と接続する公共下水道に排除する水の量を除く。）をいう。）が1万立方メートル以上となるもの</p>
9. 下水道終末処理場の建設	<p>(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）のうち、計画処理人口が5万人以上のものの設置</p> <p>(2) 終末処理場の改築であって、当該改築により当該終末処理場の計画処理人口が5万人以上となるもの</p>
10. 工場又は事業場の建設	<p>製造業、ガス業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場は事業場（以下「工場等」という。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア. 排出ガス量（8の号で掲げるものをいう。）が4万立方メートル以上であるものの新設、又は4万立方メートル以上となるものの増設</p> <p>イ. 排水の量（8の号で掲げるものをいう。）が1万立方メートル以上であるものの新設、又は1万立方メートル以上となるものの増設</p>
11. 駐車場の設置	<p>(1) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（以下「路外駐車場」という。）であって、その同時収容能力が300台以上であるものの新設</p> <p>(2) 路外駐車場の増設であって、当該増設後の同時収容能力が300台以上となるもの</p>

<p>1 2. 開発行為</p>	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為を行うもの（前1号から11号の各号のいずれかに該当するもの、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち住宅施設、又は次に掲げるものを除く。）であって、当該施行区域の面積が5ヘクタール以上であるもの</p> <p>ア. 土地区画整理法に規定する土地区画整理事業に係るもの</p> <p>イ. 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）第9条の2に規定する緑地帯等の整備に係るもの</p>
<p>1 3. 大規模建築物の建築</p>	<p>建築基準法第2条第1号に規定する建築物（住宅施設を除く。以下「特定建築物」という。）であって、当該特定建築物の延べ面積（用途が不可分の関係にある2以上の建築物の場合においては、その延べ面積の合計をいう。以下同じ。）が3万平方メートル以上のものの新築及び増築、又は特定建築物の増築であって、初めて当該増築により当該特定建築物の延べ面積が3万平方メートル以上となるもの</p>
<p>1 4. 前各号に掲げる以外の行為</p>	<p>前各号に定めるもののほか、これらの行為と同程度に環境に影響を及ぼすおそれのある行為であって、市長が必要と認めるもの</p>